

名張市老人福祉センター「ふれあい」の今後の方向性について

1. 趣旨及び背景

平成8年に供用開始した総合福祉センターふれあいは、ふれあいホール等の会議室を備えたコミュニティ部分と、地域福祉の中心的役割を担う機関や老人福祉センター等が複合した総合的な福祉拠点施設です。

総合福祉センターふれあいの3階に配置した「老人福祉センター「ふれあい」」（以下「本施設」といいます。）は、これまで老人福祉法に基づく老人福祉センターとして、指定管理者制度で運営を行い、高齢者の心身の健康と生きがいの増進のためのレクリエーションや交流の場として利用いただいています。

その一方で、本市では高齢者人口が増加する中、本施設の利用者は減少傾向にあり、利用者の固定化等も進んでいる状況であるとともに、社会の情勢や高齢者ニーズ等を踏まえながら、時代に合ったサービスを提供していくことが求められています。

また、本施設に設置されている入浴施設については、施設設備の故障等により、本年4月末から利用を停止しており、令和5年度中の再開は困難な状況にあります。

こうした状況から、令和5年度及び6年度に本施設の在り方を総合的に見直すこととし、具体的な見直し内容については、以下の基本的な方向性を踏まえ、市民の意見を聴取しながら検討を進めることとします。

2. 今後の見直しに係る基本的な方向性

(1) 見直し期間

令和5年度及び令和6年度

(2) 基本的な方向性

以下の項目を本施設の在り方見直しに当たっての基本的な方向性として位置付け、検討を進めることとします。

なお、今回の見直しに合わせ、総合福祉センターふれあいの位置付け等についても一体的に検討を行います。

ア. 入浴施設の廃止

入浴施設については、利用者数が減少する中であって、施設設備の老朽化が進むとともに、その修繕・更新や光熱水費・メンテナンス等の管理費・人件費等に多大な公費負担を必要とすることから、修繕等は行わず廃止することとします。

イ. 高齢者の介護予防の拠点

「人生100年時代」と言われる超高齢社会の到来を受け、新しい介護予防プログラムなどを取り入れ、高齢者の健康づくりや社会参加、身体機能の維持につながる機能の充実を図ります。

ウ. 地域共生の場づくり

これまでの利用者に加え、子育て世帯や中高生の集いの場等として、多世代の地域交流や地域の共生型施設としての活用等も視野に入れた仕組みづくりを進めます。

3. その他

本施設については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っていますが、本年度で現行の指定管理期間が満了することから、令和6年度については、現行の指定管理者による運営を1年間延長する方針です。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設の見直し	施設の見直し検討	見直し案策定 → 公表・予算	(見直しに伴う施設整備等)
入浴施設	入浴施設の利用停止・廃止		
指定管理	現行の指定管理	1年間延長(予定)	(見直し状況に応じた管理運営体制検討)